A stylized, light blue illustration of a plant with several leaves and a cluster of small, round buds or flowers, positioned on the left side of the slide against a darker blue background.

暴力と貧困 からの自由

立教大学コミュニティ福祉学部

湯澤直美

課題設定

暴力と
貧困
からの
自由

フェミニズム／
ジェンダーの
視角から

—COVID-19の
社会状況をふまえ
て—

UN Secretary-
General's policy brief:
The impact of COVID-
19 on women

Policy Brief:
The Impact of
COVID-19
on Women

9 APRIL 2020



国際連合（2020年4月9日）

政策概要: 新型コロナウイルスの女性への影響

1) 新型コロナウイルスに関する全ての応急対応計画及び意思決定において、女性の平等な代表性を確保する。

2) 有償及び無償のケアに対処することで、平等に向けた革新的な変化を推進する。

3) 新型コロナウイルスの社会経済的影響に対処する取組全てについて女性及び女兒を対象とする。

<https://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2020/04/policy-brief-the-impact-of-covid-19-on-women#view>



COVID-19 and violence against women

What the health sector/system can do

7 April 2020



joint programme on
violence against women data

Violence Against Women and Girls Data Collection during COVID-19

影のパンデミック： 女性と女の子に対する暴力とCOVID-19

世界では

2.43 億人



の女性と女の子（15歳～49歳）が、過去12ヶ月の間に親密なパートナーから性的・身体的暴力の被害を受けました。

窮屈で閉塞的な住環境の下、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、この数字は増加するでしょう。

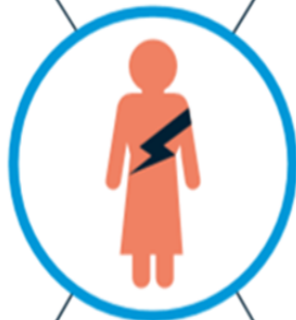
COVID-19の感染拡大が始まってから、女性と女の子に対する暴力（特にドメスティック・バイオレンス：DV）が激化しています。

フランスでは、3月17日のロックダウン開始から、DVの報告件数が30%増加

電話相談サービスの受理件数が、キプロスでは30%、シンガポールでは33%増加

アルゼンチンでは、3月20日のロックダウン開始から、DVの緊急通報件数が25%増加

カナダ、ドイツ、スペイン、英国、米国では、DVの報告件数と緊急シェルターの需要が増加



COVID-19（新型コロナウイルス） 女性と女の子に対する暴力

<https://www.weps.org/sites/default/files/2020-05/COVID-19%20and%20VAW%20%28japanese%29%20FINAL%20v%2013%20May%2020.pdf>

女性と女兒に対する暴力：影のパンデミック

2020年4月6日

プムズィレ・ムランボ＝ヌクカUN Women事務局長

◆COVID-19の流行が続く中、女性の幸福度、性と生殖に関する健康、メンタルヘルス、社会と経済の復興に参加し主導する能力などへの様々な影響と共に、暴力を受ける人数も増える

◆暴力はこのパンデミックの暗い特徴として表れているが、これは我々の価値観、強靱性、共有する人間性への挑戦

女性に対する暴力の防止と救済をCOVID-19に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とすること

2020年4月5日

アントニオ・グテーレス国連事務総長

- ◆ COVID-19 を打倒するための対応において、……
紛争地域から人々の家まで、あらゆる場所において暴力を防ぐ
- ◆ 女性の権利と自由は、強く、しなやかな社会にとって必要不可欠

DV相談体制の拡充

内閣府男女共同参画局

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば
#8008



最寄りのDV相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなぐ はやく

0120-279-889

SNS相談

※毎日12時～22時

メール相談

同行支援

保護

緊急の宿泊提供



soudanplus.jp

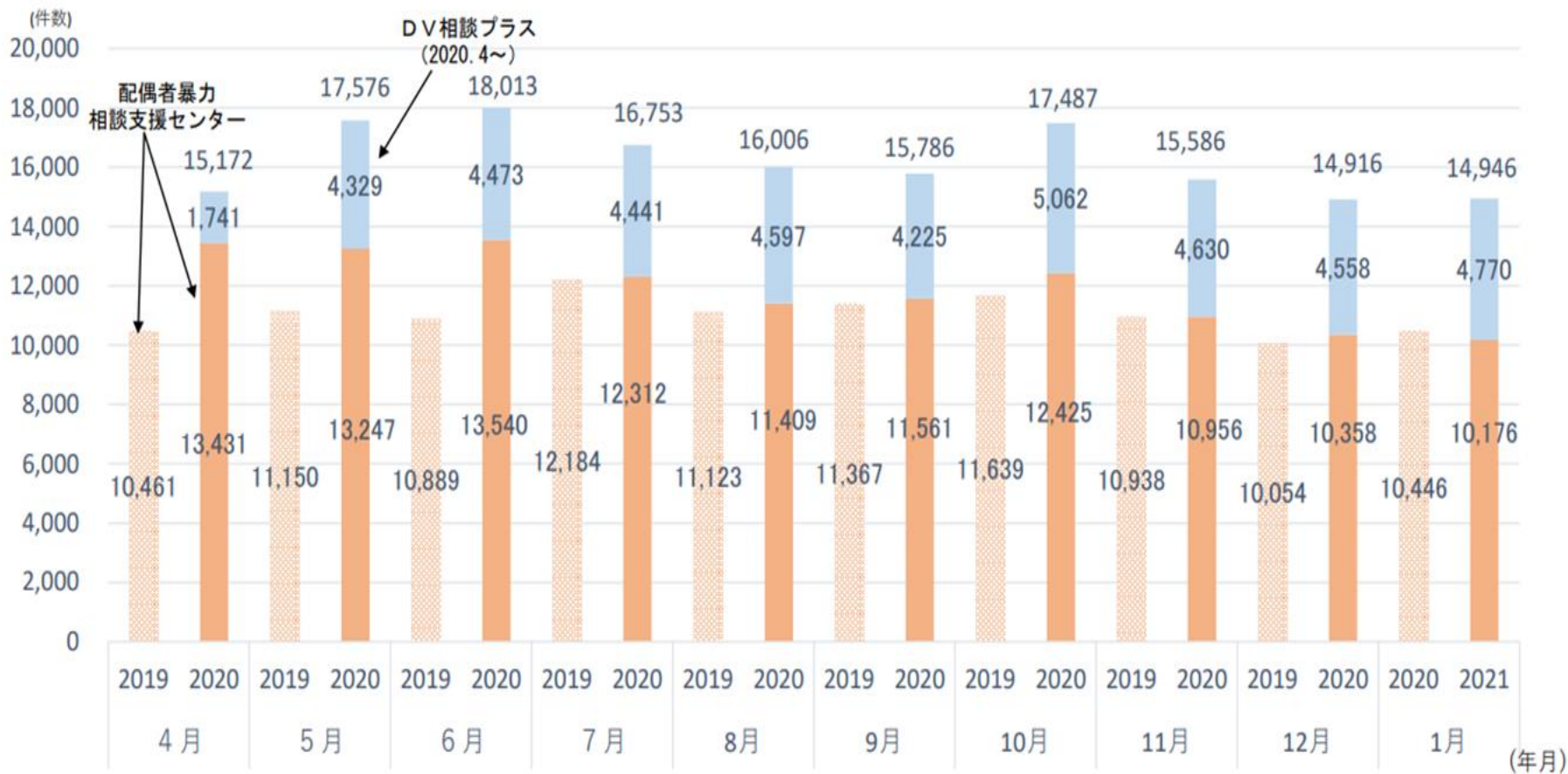
外国語相談にも対応

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

WEB面談も実施

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年4月から2021年1月の相談件数は、16万2,241件で、前年同期の約1.5倍。
- ✓ 既に昨年度（2019年度）全体の相談件数（11万9,276件）を大きく上回っている。

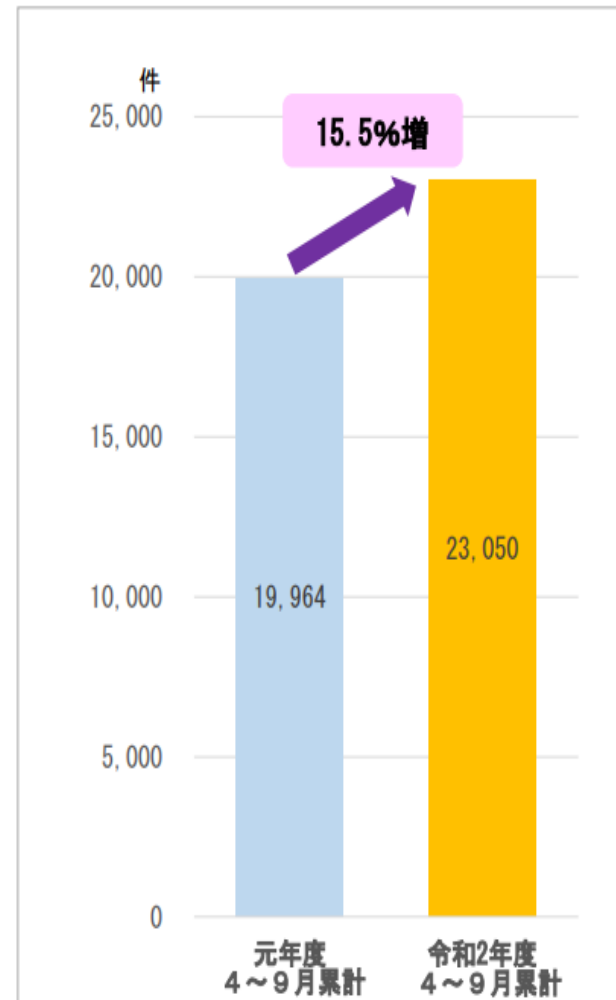
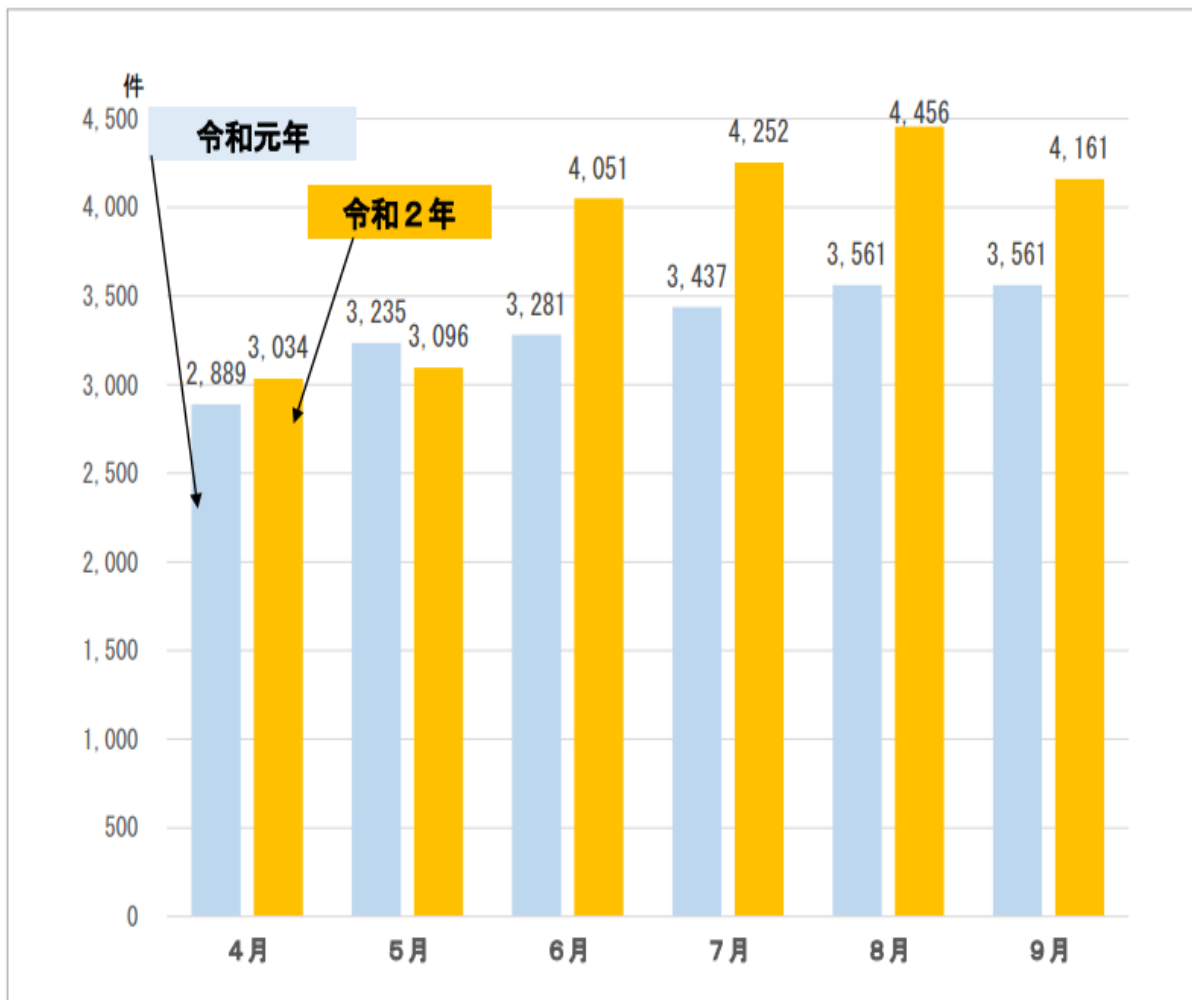


(出典) 内閣府男女共同参画局調べ ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年2月26日時点の暫定値。

2. DVや性暴力等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

✓ 相談件数は前年を上回って推移。令和2年4～9月の累計相談件数は前年同期の約1.2倍。



(内閣府男女共同参画局調べ) ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



国や地方公共団体は

○主務大臣[※]による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

※内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)
- 教育及び広報啓発に努めること
- 調査研究の推進に努めること
- 人材の養成及び資質の向上に努めること
- 民間団体の援助に努めること

などとなっています。



関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

保護命令

➤ 加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

保護命令は以下の種類があります。

被害者への 接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかひすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。



被害者の子又は親族 等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^{※1}の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかひすることを禁止する命令です。

期間は6か月^{※2}です。

※1 対象は
1.被害者と同居する被害者の未成年の子ども
2.被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。
※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は6か月^{※3}です。

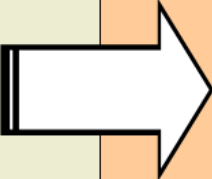
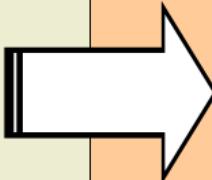
※3 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

類型	DV対策における対応	DV対策における焦点
戦略的ジェンダー・ニーズ	①DV罪による犯罪化 ②保護命令制度 ③非暴力教育の義務化 ④調査、啓発	 DVの根絶
実際のジェンダー・ニーズ	①通報・相談対応 ②保護命令制度 ③危機介入・一時保護 心理的ケア	 被害者の保護 自立支援

湯澤直美(2007)「親密圏における女性に対する暴力と平和—日本・韓国・台湾におけるドメスティック・バイオレンス対策を通して—」宮島喬・五十嵐暁郎編『平和とコミュニティ—平和研究のフロンティア』明石書店

婦人保護事業の概要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定) ←
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)

2. 対象女性

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等



女性に対する 暴力の撤廃に 関する宣言

1993年
国連総会

女性に対する暴力

①家庭において発生する身体的、性的および心理的暴力

家庭内での殴打、女児への性的虐待、結婚持参金に絡んだ暴力、夫による強かん、女性性器切除やその他の女性に有害な伝統的慣行など。

②一般社会での暴力

- ◎一般社会において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、職場や学校、その他の場所における強かん、性的虐待、性的いやがらせ、脅迫、女性的人身売買、強制売春を含む

③国家による暴力

- ◎どこで行われるかを問わず、国家によって行われる、または許容された身体的・性的・精神的暴力

シングル マザーの 現実が 照射する もの



新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし

新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし

~1800 人の実態調査・速報~

2020年8月28日

認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
& シングルマザー調査プロジェクト

シングルマザー調査プロジェクト (五十音順)

赤石千衣子 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長

五十嵐光 広報コンサルタント/特定非営利活動法人ウイメンズアイ

石本めぐみ 特定非営利活動法人ウイメンズアイ 代表理事

大崎麻子 特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事/関西学院大学客員教授

小森雅子 認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 事業担当

高橋聖子 インクルラボ代表/プログラム評価コンサルタント

藤原千沙 法政大学大原社会問題研究所教授

湯澤直美 立教大学コミュニティ福祉学部教授

協力 シングルマザーサポート団体全国協議会

https://note.com/single_mama_pj/n/neeof14c8a39c

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援	就業支援	養育費確保支援	経済的支援
<ul style="list-style-type: none">○ 母子・父子自立支援員による相談支援○ ヘルパー派遣、保育所等の優先入所○ 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援○ 母子生活支援施設の機能拡充 など	<ul style="list-style-type: none">○ 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進○ 能力開発等のための給付金の支給 など	<ul style="list-style-type: none">○ 養育費相談支援センター事業の推進○ 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進○ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など	<ul style="list-style-type: none">○ 児童扶養手当の支給○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成29年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。

母子家庭等自立支援対策大綱：厚生労働省^{2002年}

基本的考え方

- 急速に離婚が増大する中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。
- 昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年の歴史を持つ我が国の母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を目指す。
- 特に、子どものしあわせを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた改革を実施する。
- その際、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を重視する。

児童扶養手当法

• 第十四条

手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- 四 受給資格者（養育者を除く）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

懲罰的運用の導入：法制度間の不整合

★児童扶養手当一部支給停止措置

【ある自治体のHP】

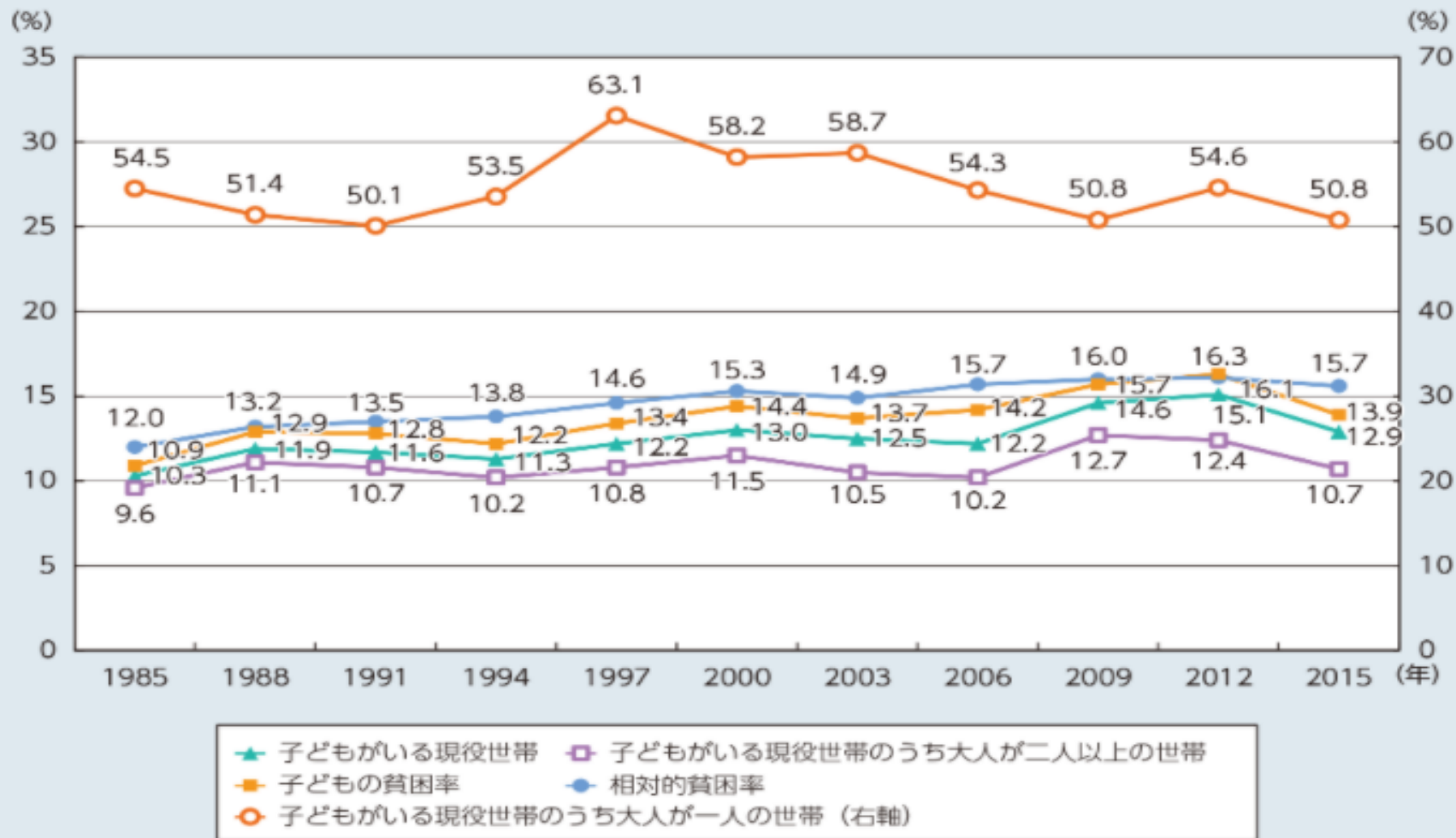
手当の受給開始から5年等を経過した場合、受給資格者やその親族の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、**就業意欲が見られない方**については、手当が一部支給停止(2分の1の減額)

2001年 DV防止法の施行



2002年 母子家庭等自立支援対策大綱
児童扶養手当の抑制

図表 2-1-18 世帯構造別 相対的貧困率の推移



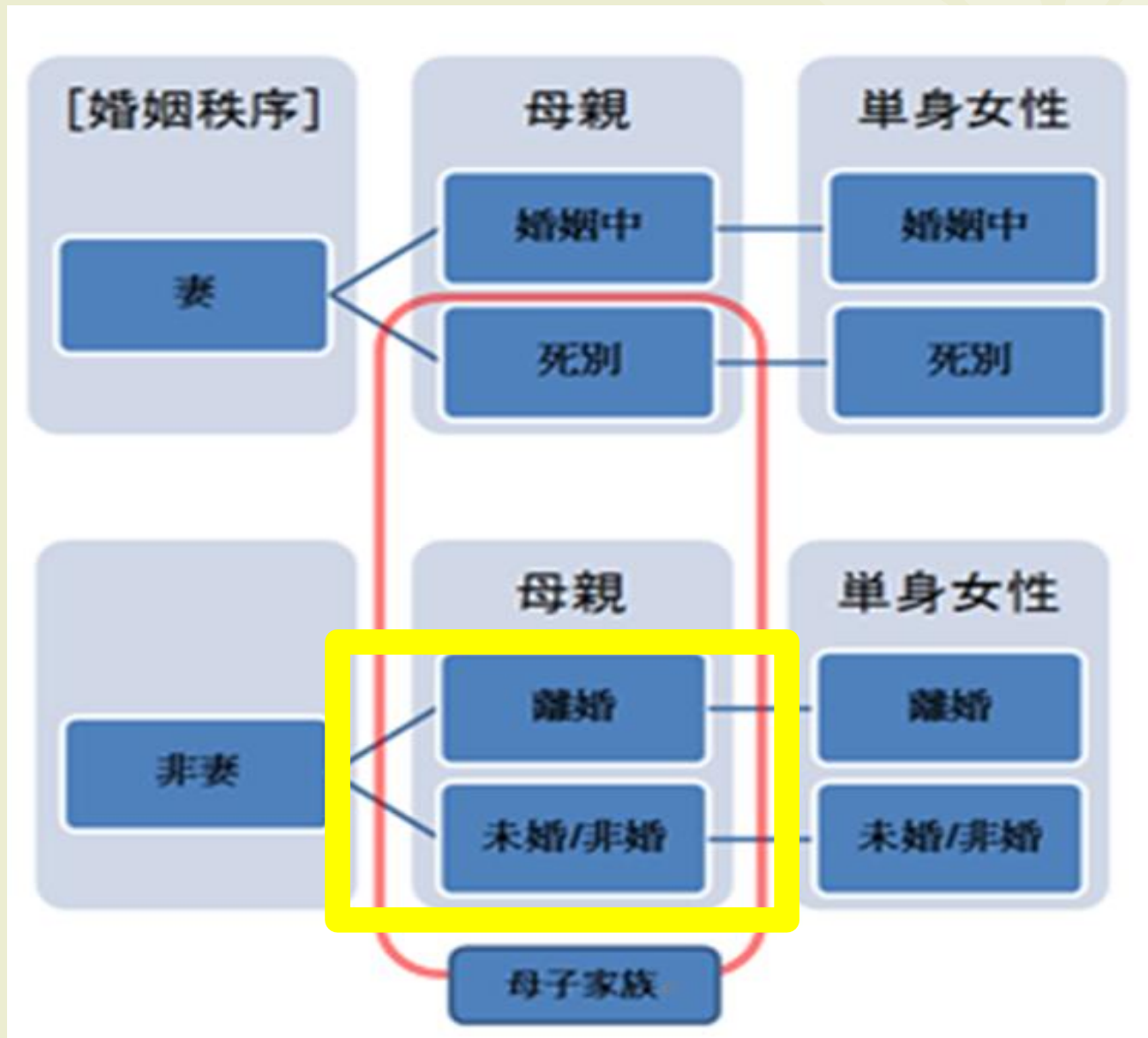
資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- (注) 1. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

2002年の母子福祉改革 ：所得保障から就労自立への転換

- 就労促進による「制度からの早期自立」の強化
- **母子及び父子並びに寡婦福祉法**
 - 「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない」
 - = 「労働する身体」 / 「ケアレス・マン/パーソン」としての「母」
 - = 自立促進策には、「暴力被害からの回復」の視点はない
 - 回復からの排除
- **負のサンクションと制度的差異化**—制度が要請する「自立」：制度的自立
- 子どもの貧困対策の推進により、児童扶養手当制度の改善がようやく図られた多子加算等
 - しかし、この改善は、「子ども」の視角からなしえた転換であり、「ジェンダー平等」の視点ではない

婚姻秩序を軸にした制度的差異化



全部事項証明であることを表示

	全部事項証明
本籍	本籍 秋田県秋田市〇〇一丁目〇番〇号
戸籍の筆頭者	氏名 利根 太郎
戸籍事項欄	戸籍事項 戸籍改製 【改製日】平成14年12月21日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
身分事項欄	戸籍に記載されている者 除籍
	身分事項 出生
	婚姻
	死亡
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【生年月日】昭和8年1月1日 【父】利根 一郎 【母】利根 花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和8年1月1日 【出生地】神奈川県〇〇市 【届出日】昭和8年1月5日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和30年10月17日 【配偶者氏名】利根 シス 【従前戸籍】神奈川県〇〇市〇〇町〇番〇号 利根 一郎
死亡	【死亡日】平成31年2月3日 【死亡時分】午後1時42分 【死亡地】秋田県秋田市 【届出日】平成31年2月5日 【届出人】親族 利根 シス
戸籍に記載されている者	【名】 シス 【生年月日】昭和12年8月10日 【父】山田 敏夫 【母】山田 愛 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和12年8月10日 【出生地】神奈川県〇〇市 【届出日】昭和12年8月12日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和30年10月17日 【配偶者氏名】利根 太郎 【従前戸籍】秋田県大仙市〇〇町〇番×号 山田 敏夫

発行番号 0000-00000000-0000000 (秋田県秋田市)

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇年〇月〇日

秋田市長 秋田 印

この戸籍は平成14年12月21日に「コンピュータ化による改製」をしています

平成6年の法令改正により平成14年12月21日に改製されています

婚姻事項

従前戸籍

死亡事項

利根太郎は死亡により除籍されています。

太郎さんの「身分事項欄」(出生・婚姻などの事実発生日など)に死亡の記載がありますので、この戸籍が太郎さんの死亡時の戸籍となります

戸籍制度の「威力？」

【制度化された家族】

- ◎ 法律婚主義＋夫姓への改姓の「一般化」：
＝筆頭者は男性：氏の主導性
- ◎ 「扶養者＝男性・被扶養者＝女性」モデルの浸透

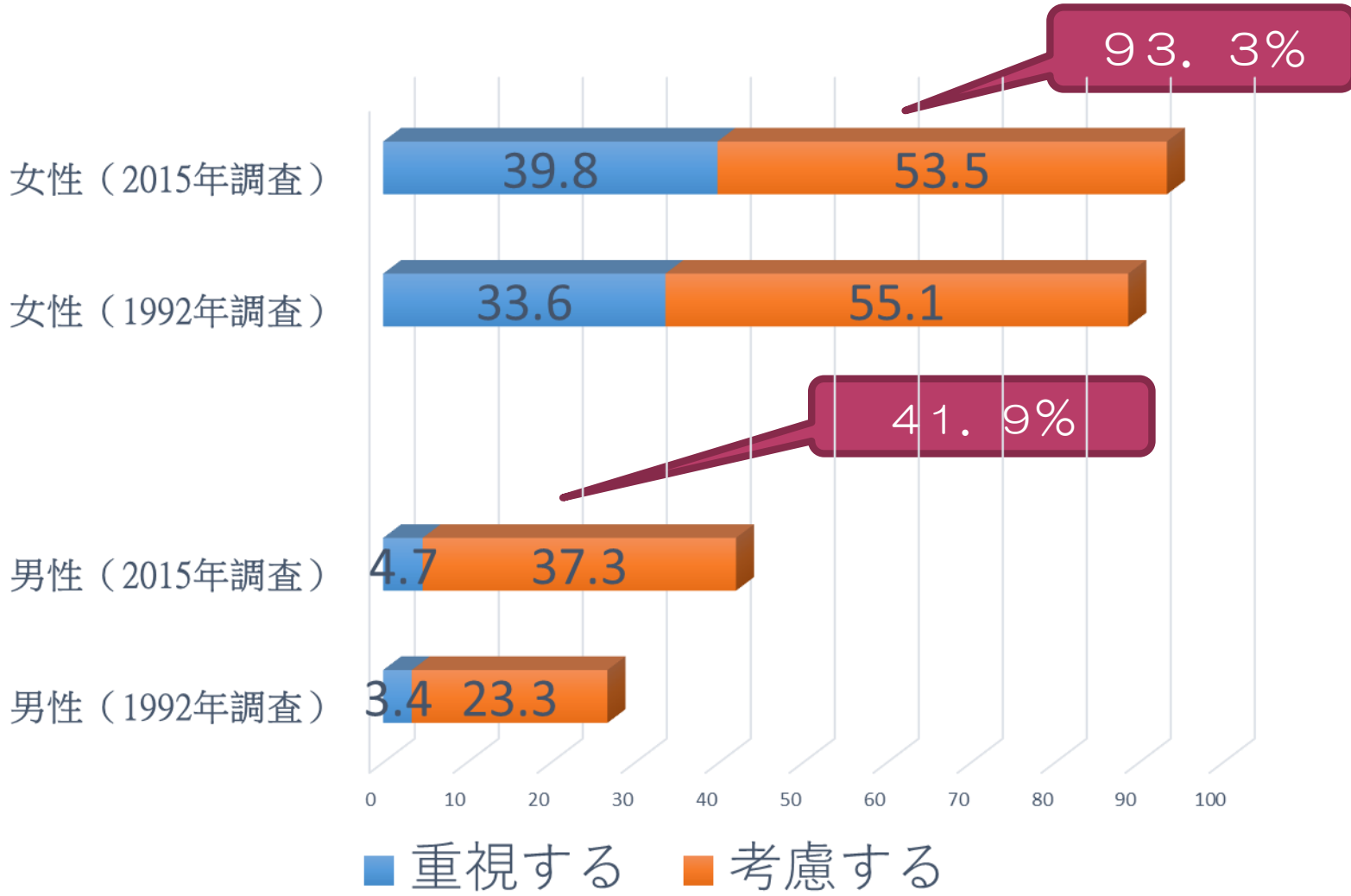
「主人」という言葉

家族制度のもつ「威力」

日常性という「魔力」⇒「当たり前」が充満する空間

結婚制度とジェンダー

結婚相手に求めるもの「経済力」



■ 重視する ■ 考慮する

「出生動向基本調査—結婚と出産に関する全国調査」

(国立社会保障人口問題研究所)

夫権的家父長制

- ◎ 「近代市民社会の基礎的単位である家族を安定的に維持するため、近代法は家父長制的な規定をもった」
- ◎ 家父長男性の権限：「父権」と「夫権」の2面
- ◎ 近代的家父長制は「夫権的家父長制」と特徴づけることができ、男女間の支配従属関係に特化される[三成2007：p47]
- ◎ 三成美保（2007）「公と私をジェンダー論から考える」『学術の動向』2007年8月号,日本学術協働財団,pp45-52

近代家族法の3大原理

- ◎近代家族法の3大原理である“異性愛＝法律婚＝嫡出家族モデル”という法的家族モデル



- ◎「性＝愛＝結婚＝生殖」とみる性規範と、届出婚による同姓の夫婦制分業家族を型とする家族規範が交錯するところに、法的家族モデルが定立。



暴力／貧困
からの自由

COVID-19は、
女性の人生の様々な局面で長年はびこっている不平等を改めるために
徹底したアクションを取れる良いチャンス

(プムズィレ・ムランボ=ヌクカ
UN Women事務局
長)

- “性差別”は、けっして社会構造の周縁に位置づくエピソードではない。
- それは、多様な社会規範とむすびつき、社会構造を規定する本質的要因の1つである。
- “性”にもとづく差別は、“構造的差別”にほかならない。

[三成 2005 : 4]

三成美保 (2005) 『ジェンダーの法史学—近代ドイツの家族とセクシュアリティ』 勁草書房

茶色の朝

フランク バヴロフ・物語

ヴィンセント ギャロ・絵

高橋哲哉・メッセージ

藤本一勇・訳



フランスで2003年ベストセラー第1位
日本オリジナル編集版も、世代を超えて大反響

「自分らしく生きることへの恐れが、
勇気になりました。」(22歳・女性・大学生)

各紙誌で多数紹介！

朝日・毎日・読売・中日・東京・北海道新聞、共同通信全国配信、装苑、
暮らしの手帖、美術手帖、日経ビジネス、サンデー毎日、ブルータスほか

大月書店 定価〔本体1,000円＋税〕

茶色の朝を迎えないために

思考停止をやめること

なぜなら、私たち「ふつうの人々」にとっての最大の問題は、社会のなかにファシズムや全体主義につづじる現象が現れたとき、それらに驚きや疑問や違和感を感じながらも、さまざまな理由から、それらを「やり過ぎてしまうこと」にある。

「やり過ぎてしまう」とは、驚きや疑問や違和感をみずから封印し、「それ以上考えないようにする」こと。つまり、思考を停止してしまふことにほかなりません。(高橋哲哉)



第4回世界女性シェルター会議



日時

2019年11月5日～8日



場所

台湾
高雄市

インパクト/連帯

[ログイン](#)

[分科会の申請](#)

We use cookies on this site to enhance your user experience

By clicking any link on this page you are giving your consent for us to set cookies.

[OK, I agree](#)

[No, give me more info](#)

暴力に対抗するための世界的プロジェクトおよびイニシアチブを立ち上げること

<https://fourth.worldshelterconference.org/ja>